就学援助制度について

就学時健診の折に配付されました「就学援助」の希望がある世帯についてはなるべく早く「就学援助申請書兼世帯票・委任状・口座振込依頼書」を提出して下さい。

新入学用品費の支給ができるのは４月中までに受理された申請書になりますのでご注意下さい。

申請書の紛失やご不明な点があれば、学校又は長与町教育総務課までお願いします。

就学援助制度とは

長与町教育委員会では、小・中学校に在学するお子さまの学用品費や学校給食費等の費用の一部を援助し、保護者の皆さまの経済的負担を軽減する「就学援助制度」を実施しています。

（就学時健康診断時に配付されたプリント）

令和４年４月に小学校・中学校に入学予定のお子さまがいる保護者さまへ

就学援助（入学準備金）の入学前支給のお知らせ

長与町教育委員会では、令和４年４月に長与町内の小・中学校に入学予定のお子さまがいる保護者で就学援助の要件に該当する方に、入学準備金を入学前（３月）に支給します。

入学準備金の入学前支給を受けることができる方

次の要件の全部に該当する方
（１）お子さまが令和４年４月に長与町内の小学校・中学校に入学予定の方
（２）就学援助の要件に該当する方
【注】次の要件に該当する場合は、入学準備金の入学前支給の対象にはなりません。
・令和４年３月末日以前に長与町外に転出される場合
※上記に該当し、入学準備金の入学前支給を受けたときは、返還していただくことになりますので、該当する可能性がある場合には、申請を行わないでください。

申請手続き

◆申請場所
次の場所へ申請書を提出してください。
（１）小学校入学予定のお子さまがいる場合
・教育委員会教育総務課（長与町役場２階）
（２）中学校入学予定（現在小学校６年生）のお子さまがいる場合
・お子さまが現在通われている小学校
※両方に当てはまる場合には、上記のどちらかに（新小学１枚・新中学１枚　計２枚）提出してください。
◆申請に必要なもの
（１）就学援助申請書
（２）就学援助該当要件に応じた証明書類
※今回、入学準備金（入学前支給）の申請をされない場合でも、４月末までに令和４年度の就学援助を申請し、認定となった場合は、入学後（５月初旬以降）に入学準備金を支給します。

支給額・支給時期

◆支給予定額（お１人につき）
・小学校入学予定のお子さま　５４，０６０円
・中学校入学予定のお子さま　６０，０００円
◆支給時期・・・令和４年３月中旬～下旬頃
◆支給方法・・・保護者様の口座に直接振り込みます。

学校・教育委員会への提出期限：　令和４年２月１４日　（月）

様式第１号（第５条関係）

就学援助申請書兼世帯票・委任状・口座振込依頼書

前年度に就学援助を（受けた）・受けなかった

長与町教育委員会 様　　○○年○○月○○日
令和4年度において次の理由により就学援助を申請します。

住居の状況	持家・（借家）	家賃月額	（55,000 円）
申請者（保護者） 住所	長与町 嬉里郷859 番地 1 ウレリマンション101号室	児童生徒 氏名	長与 二郎（男）女 2 年
氏名	長与 太郎	氏名	長与 桜子 男（女） 1 年
電話番号	（090）1111 － 1111	氏名	男 女 年

氏名	マイナンバー（12桁の個人番号）	続柄	年齢	生年月日	職業（業務先）または令和4年度の在学校名・学年
長与 太郎	同居する家族全員を記入してください。	父	46	S50・4・1	○○電気
長与 花子		母	45	S51・4・1	○○スーパー
長与 一郎		子	13	H20・4・1	長与中学校2年
長与 二郎		子	7	H26・4・1	長与小学校2年
長与 桜子		子	6	H27・4・1	長与小学校1年
長与 総一郎		祖父	72	S23・4・1	
				・・	
				・・	

申請理由　該当する理由に○を付けてください。　※年齢欄には、令和4年4月1日現在の年齢を記入してください。
1 生活保護を停止または廃止されたが、なお生活が苦しい。　生活保護の停止・廃止年月日（　年　月　日）
2 世帯員全員が町民税非課税である。
3 児童扶養手当を受けている。（証書の写しを添付すること）
4 ア 経済的に困っている。　特別な事情の場合、内容を詳細に確認させていただくことがあります。
イ その他特別な事情
※4イの場合の理由
令和3年9月9日、台風により自宅が罹災したため経済的に子どもを就学させるのが困難な状況にありますので、就学援助を申請いたします。
罹災の確認できる書類として、罹災証明書を添付しております。
お子さまが小・中学校にいる場合は、それぞれの学校に申請書を提出してください。同じ学校に兄弟がいる場合には、まとめて申請してください。
※2～4の理由に認定された方は、6月～12月に再認定作業を行います。
所得報告、児童扶養手当支給を停止されている場合には、就学援助の支給を停止させていただきます。

申請者、世帯員同意・委任事項
就学援助の事務に必要な申請者及び世帯員の生活保護法に基づく生活保護の受給状況、町民税の課税状況、住民基本台帳情報、児童扶養手当の受給状況を長与町教育委員会が確認することに全員の承諾を得た上で同意します。また、就学援助費の請求、受領、返納に関する権限を在籍学校長に委任します。ただし、学用品費・通学用品費、校外活動費、新入学用品費、体育実技用具費については下記口座に振り込んでください。返納が有る場合は、申請者が返納します。

振込先	金融機関名	○○ 銀行・金庫・組合	○○ 支店
	口座番号 普通預金	○○○○○○○	
	申請者口座名義（カタカナで記入してください）	ナガヨ　タロウ	

学校長意見欄 1 援助を必要と認めます。 2 その他意見	異動　令和　年　月　日 転校　転出　生徒開始　辞退　その他 転出先等
認定（認定理由）	令和　年　月　日 上記の者を就学援助費の支給対象者として認定します。
非認定 1 所得オーバー 2 その他	長与町教育委員会